

様式第2号(第7条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	校名・通学・廃校利用部会（会議・第6回目）	
開 催 日 時	平成29年9月20日（水）午後5時30分～午後7時	
開 催 場 所	川島町役場庁舎 2階大会議室	
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名部会員の指名 ・統合小学校の校歌について ・出丸小学校及び小見野小学校の廃校に伴う、平成30年度からの財産管理ならびに施設開放の取り扱い ・閉校記念室の整備方針について ・スクールバス運行方針について 	
公開・非公開の別	公開 ・ 非公開 ・ 一部非公開	
非公開の理由 (非公開の場合のみ)		
出席者	委 員	<p>【統合関係学校の保護者代表者】 矢部一仁、小林勉</p> <p>【統合関係学校の学校職員代表者】 五島アツ子、柳澤睦夫、岡部玲子、関口昭彦</p> <p>【地域住民代表者】 小島正美、谷島茂、関口善雄、小池雅之 石原島恒夫、井上義道、大久保道夫、戸森始</p> <p>【教育委員会が必要と認める者】 清水和明、鈴木貞美、高橋実、岡部俊夫 石川和貴、神田雅貴、鈴木正樹</p>
	事務局職員	粕谷理事、坪内室長、中尾主査、栗原主事補
配 布 資 料	<p>資料1 統合小学校の校歌について</p> <p>資料2 出丸小学校及び小見野小学校の廃校に伴う、平成30年度からの財産管理ならびに施設開放の取り扱い</p> <p>資料3 閉校記念室の整備方針について</p> <p>資料4 スクールバス運行方針について</p>	
<p>審議会等の内容・概要</p> <p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p>		

3 議事

(1) 会議録及び会議署名委員の指名について

部会長

今回の会議署名委員について、小池委員及び井上委員でよろしいか。

委員一同

異議なし。

(2) 統合小学校の校歌について

事務局

校歌(案)について意見等を徴取したところ、別表の通り意見がありました。その中で、「田畑は実り」という歌詞のフレーズは、変更したほうがよいのではないかという指摘がありました。そこで制作者に指摘事項を報告したところ、原案以外に「稲穂は実り」「田畑の恵み」の二つ案を頂きました。そこで、原案のまま「田畑は実り」とするか、それとも変更が必要か審議をお願いします。

部会長

この提案について、採決するがよろしいか。

委員一同

よい。

採決の結果、挙手により多数決で、原案のとおり「田畑は実り」が採用

委員

将来、つばさ南小学校とつばさ北小学校が統合するようなことがある際、この2校の校歌はどのようなものか。

事務局

今回制作された校歌は、将来の学校統合も見据えた構成であり、歌詞、メロディーとも大きな修正は必要ないと制作者より報告を受けています。

(3) 出丸小学校及び小見野小学校の廃校に伴う、平成30年度からの財産管理ならびに施設開放の取り扱い

委員

資料によれば、出丸小学校と小見野小学校は平成30年度から普通財産等になるとされる。また、現在、体育館等を利用している団体に引き続き開放できるようにするとあるが、普通財産等になった場合、施設の維持管理は誰が行うものなのか。

事務局

普通財産であれば、基本的には、町政策推進課で管理することになると思いますが、施設開放を担当する部署での対応も考えられます。また、利用団体の方々にご協力いただく必要もあると考えております。

さらに、施設の維持管理に必要な予算としては、光熱水費、保守点検など、様々なものがありますが、漏れがないよう予算化を検討します。

委員

学校は、現在使用されているから、綺麗な状態を保っていると言える。来年度以降も綺麗に保てるように工夫して頂きたい。

委員

廃校跡地・施設を利活用する場合、常駐する職員を数名配置することも考えられるが、その数名で学校を維持管理するのは難しいと思う。

また、出丸小学校であれば、松の木が多く枯れないように消毒する必要もある。そうした細かい配慮を要することも考えられる。

事務局

平成30年度については、適切に維持管理できるような予算措置をしていきます。

委員

基本的なことだが、出丸小学校と小見野小学校については、平成30年度に普通財産になると思う。現在、この2校は教育施設であるため教育委員会で活用方法を検討しているが、普通財産になったとき、どの部署が検討跡地活用について検討するのか。

事務局

現在、学校の体育館は、川島町学校体育施設の開放及び管理条例に基づき、開放されています。平成30年度になると、学校施設でなくなることから、この条例の適用対象外になります。そのため利用団体が、平成30年度以降も今までと同じように利用できるようにするには、どうすればよいか検討する必要があります。また、公民館機能を廃校後の跡地・施設に組み込むことも考えられます。これらのことは、教育委員会で検討しなければなりません。施設の全体的な利活用については、平成30年度以降引き続き、町全体で考える必要があります。

委員

個人的な見解だが、校舎については収益が上がるような活用方法を考えて頂きたい。施設の維持管理をすべて町予算で対応するのは負担が大きすぎると思うので、施設の利活用によって収益を上げ、その収益を維持管理に充てられるような工夫をして頂きたい。

事務局

普通財産については町政策推進課で管理をしています。廃校後の跡地・施設の取り扱いについては、今、議論しているところであり、跡地・施設を、行政財産なのかそれとも普通財産なのか、どのような財産として管理するのか未だ決定していませんが、町全体で検討を進める必要があります。

委員

資料2-4において、廃校後の校舎は「公民館関係者に開放する」と記載されている。体育館は「利用団体に開放する」と記載されている。これについて、例えば自主防災会のように、他にも利用したいという団体の声があると思う。他の団体の利用についても検討する必要があると思う。

事務局

現状の利用実態を踏まえて、各種団体が利用できるような記載内容を検討したいと思います。

(4) 閉校記念室の整備方針について

委員

三保谷小学校の物品は出丸小学校の空きスペースへ、八ッ保小学校の物品は小見野小学校の空きスペースへ移設するという方針案だが、将来、つばさ南小学校とつばさ北小学校が統合された場合、出丸小学校及び小見野小学校の空きスペースに移動した三保谷小学校及び八ッ保小学校の物品はどのように取り扱うのか。

事務局

つばさ南小学校とつばさ北小学校が統合した場合、この2校の施設は空くことも考えられます。その場合、再び、三保谷小学校と八ッ保小学校の物品は、それぞれ、つばさ南小学校とつばさ北小学校の空きスペースに戻して、閉校記念室を整備するという考え方が妥当ではないかと考えます。

委員

メモリアルルームはいつ設置するのか。

事務局

今年度中に、メモリアルルームに設置する物品を選定し、平成30年度にメモリアルルームを整備するという方針です。

(5) スクールバス運行方針について

委員

資料4-1の「学校規模適正化に伴うスクールバス運行に関する規則(案)」について、附則に「この規則は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。」とあるが、スクールバスの運行が、平成35年3月31日をもって廃止されるのか。

事務局

このスクールバス運行体制(案)は、統廃合に伴って学校が無くなる地域の児童の遠距離通学を支援することを目的としており、統合協議会でこれまで行われてきた色々な協議や説明の中で、当面の間は、利用料を徴収しないということも含め検討された結果です。しかしながら、バス通学の対象外とした地区からも、通学支援してほしいという声も聞いています。このようなことからすると、利用料の徴収を含めて、近い将来、抜本的にスクールバス運行体制を見直す必要があると考え、平成34年度末までを期限とする規則として整備したものです。利用料を徴収する場合は、条例を整備することになりますが、その場合、条例によるバス運行となります。規則が廃止されたからといって、バス運行自体を廃止するものではありません。

委員

今回のスクールバス運行区域以外にも現在2km以上徒歩で通学している児童がいるが、平成35年度からは、そうした児童もスクールバスに乗れるようになるのか。

事務局

今回のスクールバス運行体制は、平成30年度の学校統廃合により、学校が無くなる地区の児童の遠距離通学を支援するための措置です。学校規模適正化計画では、平成30年度から34年度までの5年間で、小中一貫教育について研究することとしていますが、スクールバス運行体制についても、併せて検討していく必要があると考えています。

部会長

資料4-4にある児童のバス乗降、停留所までの登下校に対する支援等については、事務局の提示した案を採用してよろしいか。

委員

スクールバスの細かい対応については、更にPTAに話し合ってもらう機会を設ける必要があると思う。

部会長

児童のバス乗降、停留所までの登下校に対する支援等については、再度PTAと話し合うということによろしいか。

委員一同

異議なし。

委員

資料4-1の「学校規模適正化に伴うスクールバス運行に関する規則（案）」について、運行区域に芝沼も入れる必要があるのではないか。

事務局

記載させていただきます。なお、現在、芝沼地区の児童については、現在吉見町立東第二小学校に区域外就学していることを補足させていただきます。


委員

資料4-1の「学校規模適正化に伴うスクールバス運行に関する規則（案）」の第1条については、遠距離通学の距離の定義が曖昧ではないか。

事務局

規則第3条で、スクールバス運行の対象校を記載させていただいており、かつ、別表において、具体的な運行区域を定めているものです。

4 閉会

署 名	井上義道 
	小池雅之 